

日 程 表	
2/8 [木]	農業(中央・平・上羽幌)
9 [金]	農業(寿・汐見・築別・高台)
10 [土]	
11 [日]	
12 [月・祝]	
13 [火]	農業(朝日)
14 [水]	農業(上築・曙)
15 [木]	
16 [金]	申告相談受付スタート
17 [土]	
18 [日]	
19 [月]	還付申告のみ受付
20 [火]	老人福祉センター
21 [水]	老人福祉センター
22 [木]	留萌税務署(9:00~15:00)
23 [金]	
24 [土]	
25 [日]	
26 [月]	還付申告のみ受付
27 [火]	
28 [水]	
3/1 [木]	
2 [金]	
3 [土]	
4 [日]	
5 [月]	還付申告のみ受付
6 [火]	
7 [水]	
8 [木]	
9 [金]	
10 [土]	
11 [日]	
12 [月]	
13 [火]	
14 [水]	
15 [木]	

# 確定申告は正しくお早めに

平成18年分所得税・平成19年度住民税

[還付申告受付] 1月25日(木)から

※2月1~7日は離島地区申告のため受付していません

[申告相談受付] 2月16日(金)から3月15日(木)



[会場] 役場1階相談室

[時間] 午前8時30分~午後4時まで

## 申告をすると税金が還付される方

- ▶ 源泉徴収や予定納税をした税金が納め過ぎの方
- ▶ 医療費が10万円を超える方(所得が200万円以下の方は、その5%を超える額)  
入院給付金・高額療養費等の医療費を補てんする保険金等は除きます
- ▶ 控除対象となる寄付金が1万円を超える方
- ▶ 退職金から源泉徴収されている方
- ▶ 借入金等によって、住宅を取得又は増改築した方  
対象となる要件を満たしている必要があります

## 申告に必要なもの

- 印鑑
- 収入金額、必要経費を確認できる書類
- 給与所得の源泉徴収票、公的年金の源泉徴収票
- 還付の場合、還付金の振込先金融機関の口座番号(本人名義)
- 国民健康保険税、社会保険料、介護保険料、国民年金の領収書又は控除証明書
- 生命保険料、長期損害保険料の控除証明書
- 医療費控除を受ける場合、医療費の領収書 病院・治療者ごとにまとめる
- 障害者手帳、寄附金の領収書 他

国税庁ホームページでは確定申告書等作成コーナーで、画面の指示にしたがって確定申告書等を作成することができます。ここで作成した申告書は、カラープリンターなどで印刷し、そのまま税務署へ提出することができます。

【国税庁】確定申告書等作成コーナー <https://www.keisan.nta.go.jp/>

収入の無い方でも、国民健康保険に加入している方や児童扶養手当等の公的扶助を受ける場合、所得証明等が必要となる方は申告が必要です。

お問い合わせ 財務課税務係 ☎ 62-1211(内線256)